

監 査 告 示

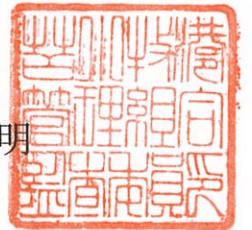
苫小牧港管理組合監査委員告示第1号

令和3年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

令和3年度苫小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年5月26日付けで苫小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年6月30日

苫小牧港管理組合監査委員 永山秀明



苫小牧港管理組合監査委員 神山哲太郎



苦港総第 310 号
令和 4 年 5 月 26 日

苦小牧港管理組合
監査委員 永山 秀明 様
監査委員 神山 哲太郎 様

苦小牧港管理組合
管理者 苦小牧市長 岩倉 博



令和 3 年度定期監査に対する措置について (通知)

令和 3 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1)	定期監査	
ア	収入事務において、港湾施設使用料を条例に定める使用料より過少に算定しているものが見られた。	港湾施設使用料はシステムプログラムを構築し算出しているが、使用料算出時における端数処理に誤りが判明したためプログラムの修正を行った。 なお、使用者に対しては、令和 3 年 12 月に追徴の説明を行い、令和 4 年 2 月 15 日までに収納済であることを確認した。 今後、使用料の変更時などシステムプログラムを改修した際は、各使用料の試算を行い違算がないか確認するなど、チェック体制を強化し再発防止を徹底する。